

(酒類の表示の保護に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡(仮訳))

(ペルー側書簡)

サンティアゴ、2018年3月8日

日本国経済再生担当大臣
茂木敏充閣下

本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の交渉の過程においてペルー共和国及び日本国の代表団によって共有された次の了解を確認する光栄を有します。

ペルー共和国及び日本国は、2011年5月31日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第11章(知的財産権)第177条(地理的表示)及び附属書10の規定に基づくそれぞれの権利及び義務を再確認する。

本大臣は、この書簡及び閣下の返簡が、ペルー共和国政府と日本国政府との間で共有された了解を確認することを提案する光栄を有します。

ペルー共和国通商観光大臣
エドゥアルド・フェレイロス・クッペルス

(日本側書簡)

サンティアゴ、2018年3月8日

ペルー共和国通商観光大臣
エドゥアルド・フェレイロス・クッペルス閣下

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(ペルー側書簡)

本大臣は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

日本国経済再生担当大臣
茂木敏充